

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	農業政策課	整理番号	3-3
許認可等の種類	同一人に対する信用供与の特例承認				
根拠法令条例等・条項	農業協同組合法第11条の8第1項				
許認可等の概要	農業協同組合の同一人に対する信用供与の特例承認				
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】農業協同組合法施行令第10条、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第18条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 信用の供与等を受けている者(以下この項及び次項において「債務者等」という。)であつて次号の規定に該当するもの以外のものの事業の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該組合が当該債務者等に対して法第11条の4第1項本文に規定する信用供与等限度額(以下この項において「信用供与等限度額」という。)を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。 2 農業協同組合連合会に係る信用の供与等にあつては、当該農業協同組合連合会の会員その他農業生産力の増進及び農業経営の安定化並びに地区内の開発に寄与する事業を行つている者として主務省令で定めるものに該当する債務者等に対して、当該農業協同組合連合会が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。 3 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。 4 当該農業協同組合が農水産業協同組合貯金保険法第63条第1項の認定又は第64条第1項のあつせんを受け、同法第61条第1項に規定する申込みに係る合併等、同法第62条第1項に規定する申込みに係る合併等若しくは信用事業再建措置又は同法第62条の2第1項に規定する申込みに係る合併等を行うこと。 5 当該組合の出資総額の減少により一時的に自己資本の額が減少すること(出資総額の増加等により信用供与等限度額(法第11条の8第1項本文に規定する信用供与等限度額をいう。)を超えることとなる状態が速やかに解消される場合に限る。) 6 都道府県農業協同組合中央会に対する信用の供与等であつて、農業協同組合連合会の会員である経営困難農業協同組合(農水産業協同組合貯金保険法第2条第5項に規定する経営困難農水産業協同組合に該当する農業協同組合をいう。以下この号及び第35条第2項第26号において同じ。)又は経営困難農業協同組合の権利義務の全部又は一部を承継する農業協同組合の事業の遂行又は合併若しくは事業譲渡に資する資金に充当されるものであること。 				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 ・過去に申請実績がない又は稀であるため				
期間の制定根拠	—				